

TTC DSL専門委員会スペクトル管理SWG (第24回)

768kbps 以下の SHDSL 回線の線路長制限を緩和し、特例として線路長制限なしを提案する

平成17年4月26日

長野県協同電算、パラダイン・ワールドワイド・コーポレーション

G.991.2 SHDSL は、クラス C に分類されており、収容制限が課せられ、rate に応じて異なる線路長制限も課せられている。768kbps 以下の rate では 4.0km 以下とされている。

一方、SHDSL は電話重畳ができず、いわゆるドライ銅でのみ使用するものであるため、収容は限定的であり、使用数は少ない。また SHDSL は低 rate では帯域幅も狭く、768kbps では 129kHz 程度であり、長延化方式として有効であると期待できる。線路長制限を緩和することで、SHDSL を遠距離ユーザ向けに利用することはユーザの利益になると考え、以下のように提案する。

提案内容

- ・ G.991.2 SHDSL の 768kbps 以下の rate での線路長制限を特例として線路長制限無しとする。収容制限はそのままとする。
- ・ 予定導入回線数が少ない(10 万加入以下)こと、及び問題が発生した場合には見直しを行うことを条件(注記に記載)とする。

理由

- ・ G.991.2 SHDSL は 768kbps 以下の rate では長延化方式として有効であると期待できる。
- ・ 電話とは重畳せず、かつ長延化方式として利用するものであり予定導入回線数は少ない。

以上